

監査委員公表第583号

平成27年9月1日付け監査第448号で提出した定期監査結果の報告に対し、大分県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成27年12月4日

大分県監査委員 米 濱 光 郎
 大分県監査委員 柳 井 貞 美
 大分県監査委員 御 手 洗 吉 生
 大分県監査委員 玉 田 輝 義

1 注意事項についての措置状況

監査対象機関	監査実施日	監査結果の注意事項及びその措置状況
(総務部)		
別府県税事務所	平成27年6月16日 平成27年7月8日	<p>注意事項 公用車に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 毎月開催する課長・班総括会議において、安全運転管理者である次長から、交通事故防止に努め安全運転を徹底するよう注意喚起を行っている。 併せて、職員が公用車を使用する場合、使用者は次長に使用の旨を伝え、次長は職員の体調等に気を配り安全運転に心がけるよう声かけを行っている。 今後も引き続き、注意喚起及び安全運転を徹底するよう指導し、事故防止に努める。</p>
大分県税事務所	平成27年6月16日から 平成27年6月17日まで、 平成27年7月7日	<p>注意事項 公用車に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 公用車を使用する時は、各班総括に公用車で出かける旨を伝え、班総括は安全運転に努めるよう声かけをしている。 また、交通安全講習会を開催し、安全意識の高揚を図っていく。 今後も引き続き、注意喚起及び安全運転を徹底するよう指導し、事故防止に努める。</p>
(土木建築部)		
別府土木事務所	平成27年4月21日から 平成27年4月22日まで、 平成27年6月2日	<p>注意事項① 用地交渉手当について、支給対象業務に従事したにもかかわらず、手当を支給していない事例が認められた。</p> <p>措置状況① 用地交渉手当の未支給分については、直ちに支給手続を行った。 今後は、各班総括に用地交渉手当の適正な入力</p>

		<p>管理を周知するとともに、用地交渉日誌に、手当入力確認欄を設けて、複数人によるチェックを行うこととした。</p> <p>さらに、1ヶ月毎に、用地交渉日誌と申請状況の突合作業を行うこととした。</p>
		<p>注意事項②</p> <p>別府港県営2号上屋の消防設備点検業務委託において、自動火災報知設備が平成25年3月の点検以降、複数回の点検で「不良」と判定されているにもかかわらず、修理等の対応を取っていない事例が認められた。</p> <p>措置状況②</p> <p>平成27年6月に設備の修理を完了させるとともに、所内会議等を通じ、各職員に対し注意喚起を行った。</p> <p>今後、消防設備点検結果を受けた際は、所内関係課へ情報共有を行い、適切な対応方法を所属内で検討し、迅速な対応に努めていくこととする。</p>
		<p>注意事項③</p> <p>公用車に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況③</p> <p>交通安全については、課長会議、安全衛生委員会など機会あるごとに注意喚起をしてきたが、加えて、所内交通安全研修会、班ミーティング、地区交通安全講習会を開催した。</p> <p>今後も、引き続き職員の交通安全意識を高め、公用車は県有財産であるという意識を常に持ちながら、交通事故の防止に努めていく。</p>
大分土木事務所	平成27年4月21日から平成27年4月23日まで、平成27年6月9日	<p>注意事項</p> <p>長期継続契約による給付は各年度における予算の範囲内において受けるべきところ、路面維持補修業務委託において、当該年度の予算を超えて作業を実施させている事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>予算管理を徹底するため、共通様式を使用した「出来形の見える化」をはかり、班総括を中心に情報共有・相談体制の強化を行った。</p> <p>また、必要な予算については主管課との連絡調整を一層密に行い、その確保に努めている。</p> <p>今後も、このような取組を進めるとともに、会計制度等を担当者会議の場で周知し、適正な運用に努めていく。</p>
佐伯土木事務所	平成27年4月14日から平成27年4月15日	<p>注意事項</p> <p>備品の管理について、備品管理システムによる</p>

	で、平成27年5月19日	備品使用簿の整備を行っていないなどの事例が認められた。 措置状況 直ちに、システムによる備品使用簿を整備した。 今後は、内部チェック体制を強化し、「物品管理マニュアル」に基づいた適正な管理に努めていく。
竹田土木事務所	平成27年4月7日から平成27年4月8日まで、平成27年4月21日	注意事項① 通勤手当について、休暇の取得により月の初日から末日まで通勤の事実がないにもかかわらず、当該月分の手当を支給していた事例が認められた。 措置状況① 通勤手当の過払いについては、直ちに返納処理の手続を行った。 職員が長期休暇を取得する際は、諸手当にも影響が及ぶことを踏まえ、今後は、当所属の諸手当の支給事務を担当する振興局へ適時適切に職員情報の報告を行うこととした。 注意事項② 用地交渉手当について、支給対象業務に従事したにもかかわらず、手当を支給していない事例が認められた。 措置状況② 用地交渉手当の未支給分については、直ちに支給手続を行った。 今後は、各班総括に用地交渉手当の適正な入力管理を周知するとともに、用地班で「手当申請確認表」を作成し、各班総括がシステム入力と突合し、所長まで情報共有を図ることとした。
中津土木事務所	平成27年4月9日から平成27年4月10日まで、平成27年4月23日	措置状況 舗装新設工事において、アスファルト殻の産廃処分量の集計を誤ったために変更設計額が過小となっている事例が認められた。 措置状況 所属内の課長会議にて注意事項を報告し、関係職員全てに対して、設計書の内容について、複数の職員で重複確認することを周知徹底した。 今後も、適時、職員への注意喚起に努め、適切な設計額の積算に努めていく。
宇佐土木事務所	平成27年4月16日から平成27年4月17日	注意事項 公用車に損害を生じさせた事例が認められた。

	で、平成27年5月21日	<p>措置状況</p> <p>所内の班総括会議や安全衛生委員会などで交通事故防止の注意喚起を行うとともに、所属職員に対しても研修等を通じて事故防止の徹底を図った。また、当該職員は交通安全街頭指導に毎回積極的に参加し、交通安全意識の向上に努めている。</p> <p>今後も、引き続き職員の交通安全意識を高め、公用車は県有財産であるという意識を常に持ちながら、交通事故防止に努めていきたい。</p>
(病院局)		
病院局	平成27年6月2日から平成27年6月4日まで、平成27年6月24日	<p>注意事項①</p> <p>住居手当について、手当支給の始期を誤り、過大に支出している事例が認められた。</p> <p>措置状況①</p> <p>本人に平成26年11月分の住居手当の返納を求め、平成27年6月26日に納付された。</p> <p>今回の事務処理の誤りは、住居手当の支給の条件となる家賃支払いの事実の見落としが原因であり、今後は、住居届を受け付ける際に契約書を精査し、家賃の免除期間が設定されていないか等を十分確認するとともに、住居届を行った職員本人にも口頭で確認を行うこととする。</p> <p>また、手当支給認定時においては、担当者及び副任によるダブルチェックを十分行うこととする。</p> <p>注意事項②</p> <p>医療機器等の備品の処分にあたり、不用品として整理を行わず、会計規程に定める院長等の決裁を経ることなく、売却の検討もなされないまま廃棄している事例が認められた。</p> <p>措置状況②</p> <p>今後、医療機器等の備品更新の際は、大分県病院事業物品取扱規程に規定する、使用部門（保管責任者）が作成した旧機器等の物品返納伝票を当該備品に添えて提出させ、同規程第10条に基づき再使用可能かどうかの判断を行う。</p> <p>使用に堪えないと判断されたものについては、不用品と判断し、大分県病院事業会計規程第60条及び69条の規定に基づき、売却の検討も行ったうえで、院長等の決裁を経て廃棄するなど、会計規程に則って適正に処理する。</p>